

第2回 企業行動憲章に関するアンケート調査結果 【概要版】 ーウィズ・コロナにおける企業行動憲章の実践状況ー

<アンケート概要>

【調査目的】

- ① **ウィズ・コロナにおける企業行動憲章**、特に改定の柱である「**Society 5.0 for SDGs**」への**取り組みや課題を把握し**、会員企業の一層の理解促進、実践の進展につなげる。
- ② 持続可能なサプライチェーンや人権を尊重する経営を実践する上での課題を把握する。
- ③ 国連における2015年のSDGs公表から5年が経過し、2020年から「実践の10年」に入っていることを踏まえ、**社会的インパクト評価も含め、企業のSDGsへの取り組みの評価に関する課題や評価の好事例を収集**する。
- ④ ウィズ・コロナにおける日本企業の「Society 5.0 for SDGs」や国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」への**取り組みの好事例を収集し、国内外へ積極的に発信**する。

【回答状況】

	調査対象	回答数	回答率
経団連企業会員	1,447社	289社	20.0%
経団連団体会員	156団体	24団体	15.4%

回答企業の分類：【業種】 製造業 176社 / 非製造業 113社

【規模】 売上高5,000億円以上 134社 / 未満155社

※規模は、ほぼ半数に分かれ、かつ差異が現われていた売上高（単体、連結いずれか）5,000億円で区切った。

【調査期間】 2020年7月～8月

2020年10月13日

企業行動憲章

(2017年11月8日 第5回改定)

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1条 イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

(公正な事業慣行)

2条 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

3条 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

(人権の尊重)

4条 すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(消費者・顧客との信頼関係)

5条 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

6条 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

(環境問題への取り組み)

7条 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

8条 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

9条 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

10条 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

I. ウィズ・コロナにおける企業行動憲章の実践

1. コロナ拡大後に経営理念・方針等に関して実施したアクション

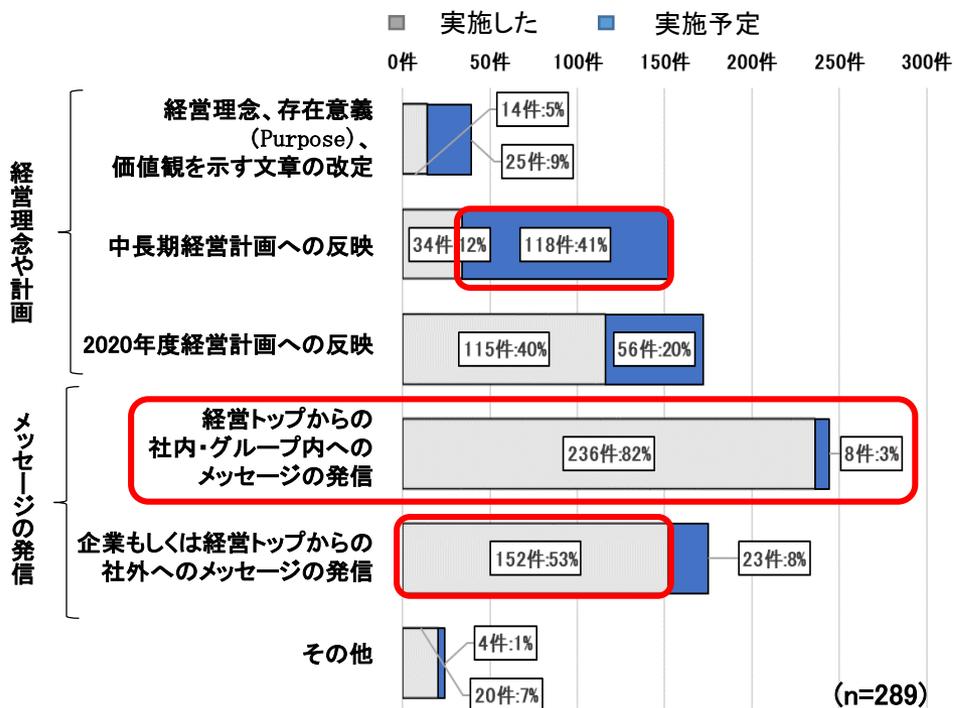
- 実施したアクションとしては、「**経営トップからの社内・グループ内へのメッセージの発信**」が最も多く、「**実施済**」と「**実施予定**」の企業を合わせて85%。コロナ禍をチャンスと捉え、変化に対応して、イノベーションを起こし、**より持続可能な社会を実現するという前向きなメッセージ**が多い。また、今後、実施するアクションとしては「**中期経営計画への反映**」が最も多かった（41%）。

【社内・グループ内メッセージの一例】

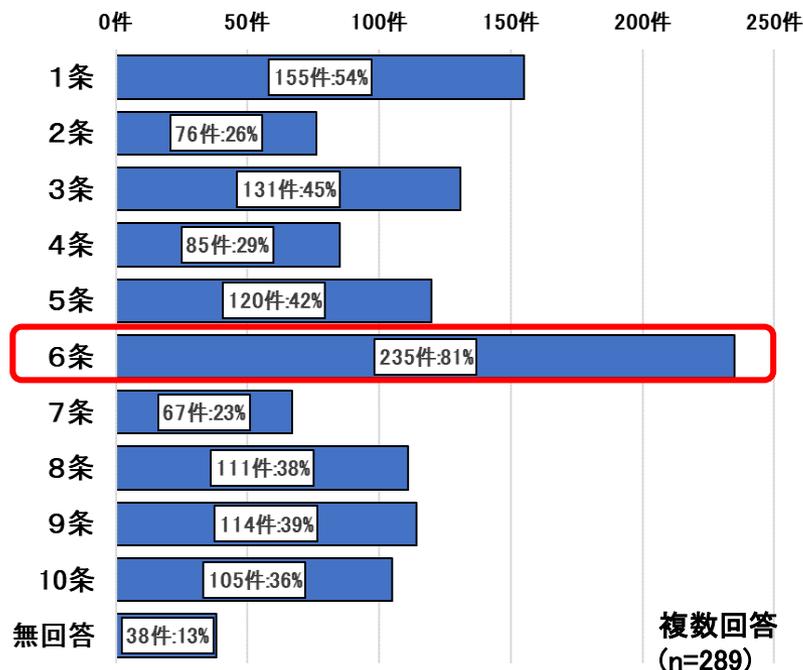
- ・事業を通して社会に貢献する経営理念をまさに実践する
- ・アフターコロナのテーマはESG,SDGs
- ・コロナは危機であると同時に真に必要なものを考えるチャンス

- 実施アクションに関連する企業行動憲章の条文は、「**第6条 働き方の改革・職場環境の充実**」が**81%**で最も多く、次いで「**第1条 持続可能な経済成長と社会的課題の解決**」が続いた。

【図表 I-1 コロナ拡大後の実施アクション】



【図表 I-2 アクションに関連する企業行動憲章の条文】

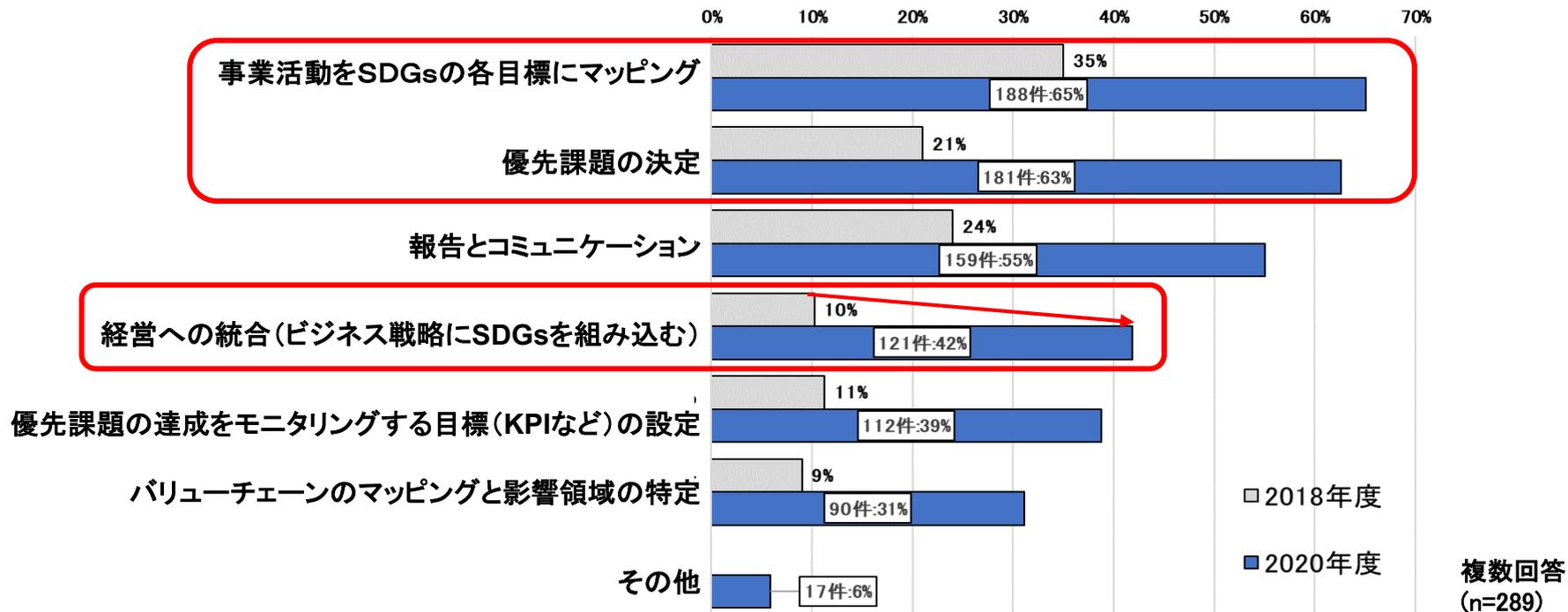


Ⅱ. Society 5.0 for SDGsへの取り組み(1条・10条)

1. SDGsを活用した取り組み

- SDGsを活用した取り組みとしては、「事業活動をSDGsの各目標にマッピング」が最も多く、次いで「優先課題の決定」となっており、いずれも6割を超えている。
- 2018年度調査と比較すると、伸び率が最も高いのが「経営への統合(ビジネス戦略にSDGsを組み込む)」(4.2倍)で、ここ数年で、企業行動憲章第10条で求めているSDGsの経営への統合が着実に進んでいることがわかる。

【図表Ⅱ-1 SDGsを活用した取り組み】

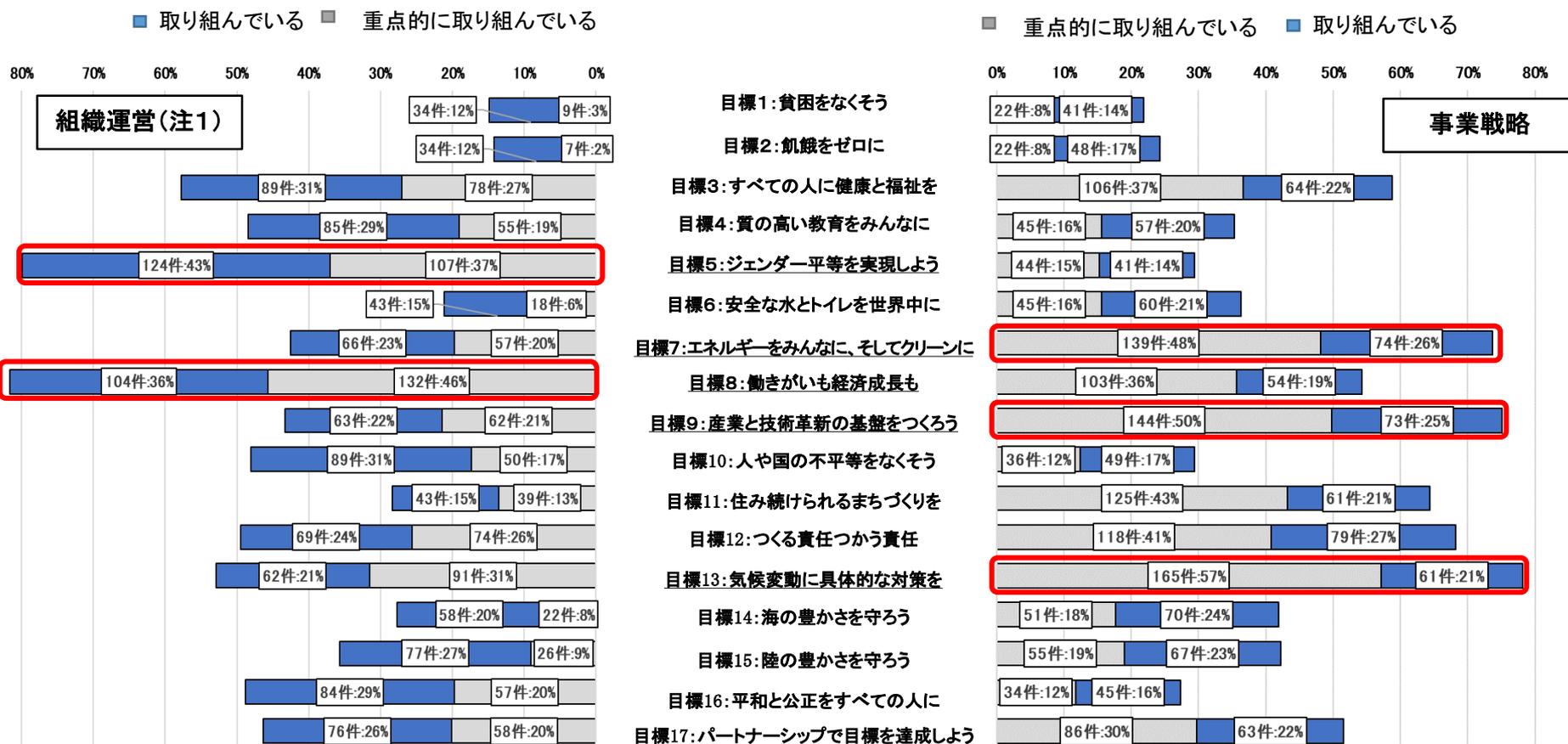


※構成比(%)は、「項目別回答数/調査結果回答数(289件)」 (2018年度: 302件)

2. SDGsの17目標への取り組み状況

- 各社のSDGsの17目標への取り組み状況は、2018年度調査時と同様、**「目標8」「目標13」「目標9」**に取り組む企業が全体として多い傾向。
- 組織運営に関わる目標（注1）では、「目標8」や「目標5」が多く、**企業が従業員のエンゲージメントを重視し、働き方改革を進めている**ことがわかる。
- 事業戦略に関わる目標では、「目標13」「目標7」「目標9」が多く、**事業を通じた気候変動への貢献や、イノベーションを通じた産業の基盤づくりが重視されている**ことがわかる。

【図表Ⅱ-2 取り組んでいるSDGsの目標】

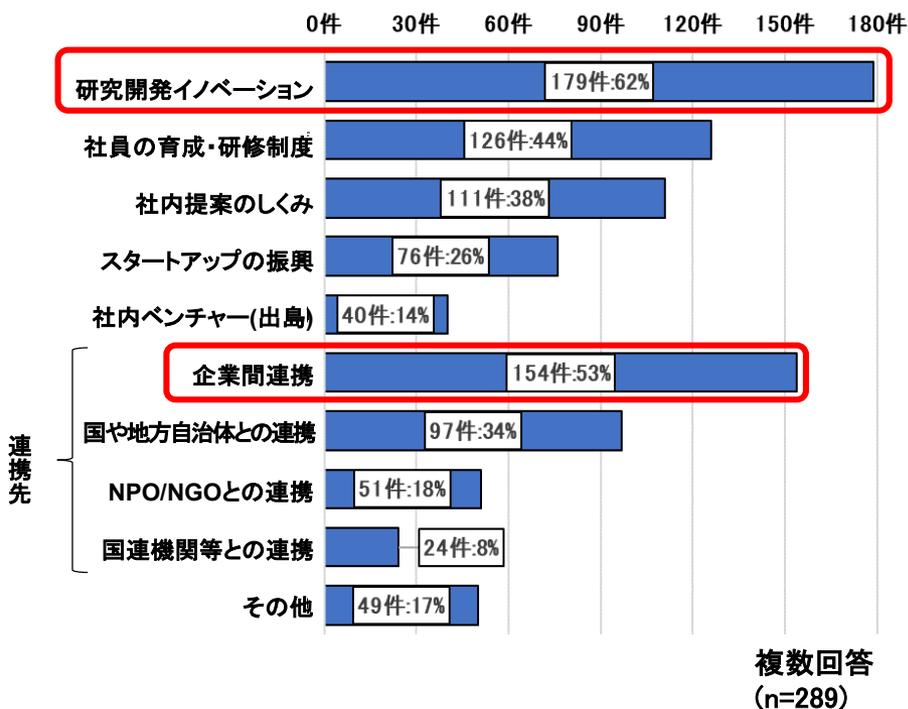


※注1：各社の人事制度、人材育成、社内組織運営等で取り組んでいる目標

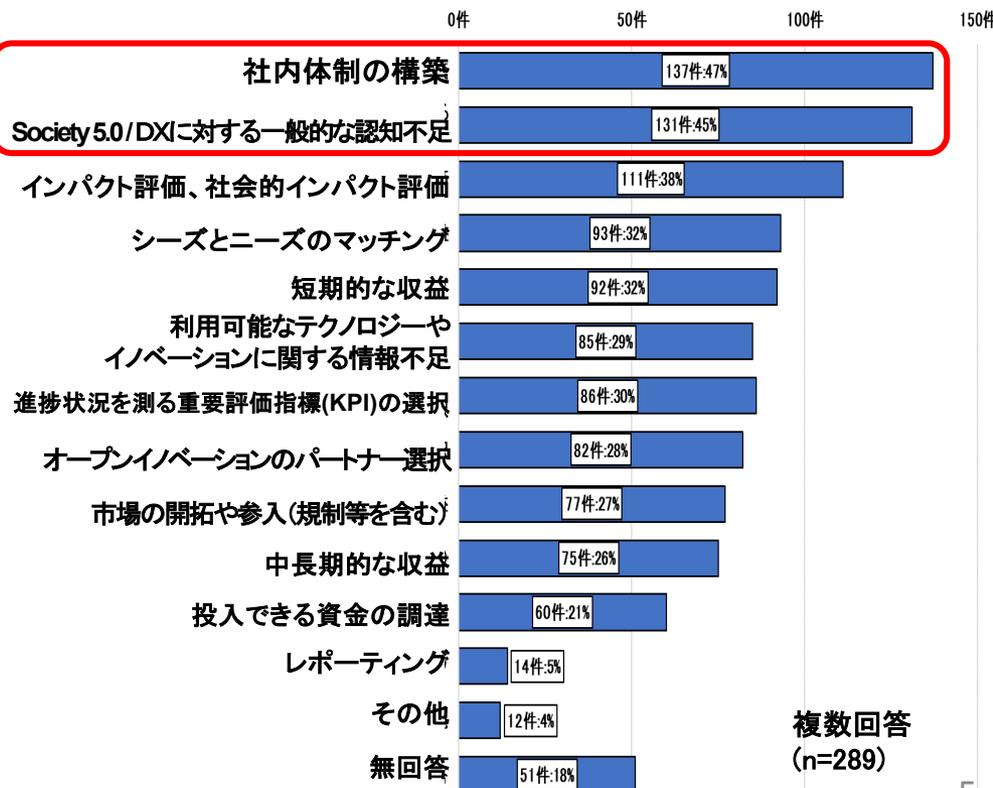
3. Society 5.0 for SDGsに向けたイノベーションの創出

- ▶ イノベーション創出のための仕組み、方法について、**185社から347件の事例**が挙げられた【スライド6：事例参照】。最も多かったのが「**研究開発イノベーション**」、次いで「**社員の育成・研修制度**」、連携先は「**企業間連携**」が最も多く（53%）、次いで「**国や地方自治体**」（34%）が多かった。
- ▶ イノベーション創出における課題としては、「**社内体制の構築**」と回答した企業が47%と最も多い。特に、**イノベティブな人材の獲得や育成について課題意識を持つ企業が多い**。次いで、「**Society 5.0 / DXに対する一般的な認知不足**」（45%）が挙げられ、**Society 5.0やDX（デジタルトランスフォーメーション）の周知に依然として課題がある**ことが示された。

【図表Ⅱ-3 イノベーション創出のための仕組み・方法】



【図表Ⅱ-4 イノベーション創出のための課題】



【Society 5.0 for SDGsに向けたイノベーション創出のための仕組み・方法の事例】

(企業名開示可の事例から抜粋)

➤ 目標達成に向けた工夫

- ・サステナビリティのソリューションとなる製品や技術の社内認定制度、CO2排出量削減につながる社内炭素価格を導入。

➤ 社内提案の仕組み

- ・社内ハッカソンを行い、27時間以内にAI×SDGsをテーマにプレゼンテーション資料作成と新たなプログラミングのデモを実施。
- ・事業アイデア募集の社内サイトを構築し、アイデアの募集から評価、事業化までの仕組みとして運営。

➤ イノベーションのパートナー募集

- ・グループ内公募による選抜メンバーとスタートアップ企業が協働で新規事業開発を目指すオープン・イノベーション・プログラムを実施。

➤ スタートアップ企業との連携・支援

- ・各拠点（米国、欧州、シンガポール、中国）の技術アタッチエ活動を通じて、新しい価値創出を狙ったコラボを推進。

➤ オープンイノベーション拠点の整備

- ・先端技術を持つ研究機関やスタートアップ企業を発掘し協働し、イノベーションをけん引する拠点としてSilicon Valley Ventures & Laboratoryを設立。
- ・多様な人々や最先端技術と出会い組織の壁を超えて新しい価値を創造するためにメンバー制オープンイノベーションラボを開始。

➤ 知財マッチング

- ・自社で保有している技術のうち、社会課題解決への貢献や新たなビジネス創出に貢献可能性のある福祉や材料分野、IoT関連等の技術を「開放特許」として毎年選定し各地の中小企業に紹介。

➤ ベンチャーファンドへの投資

- ・世界各国のスタートアップ企業に投資。国内外のグループ社員がシリコンバレーに出張し、自社の課題を解決できる最先端の技術やビジネスモデルを有するスタートアップ企業を発掘して共創。

➤ 連携

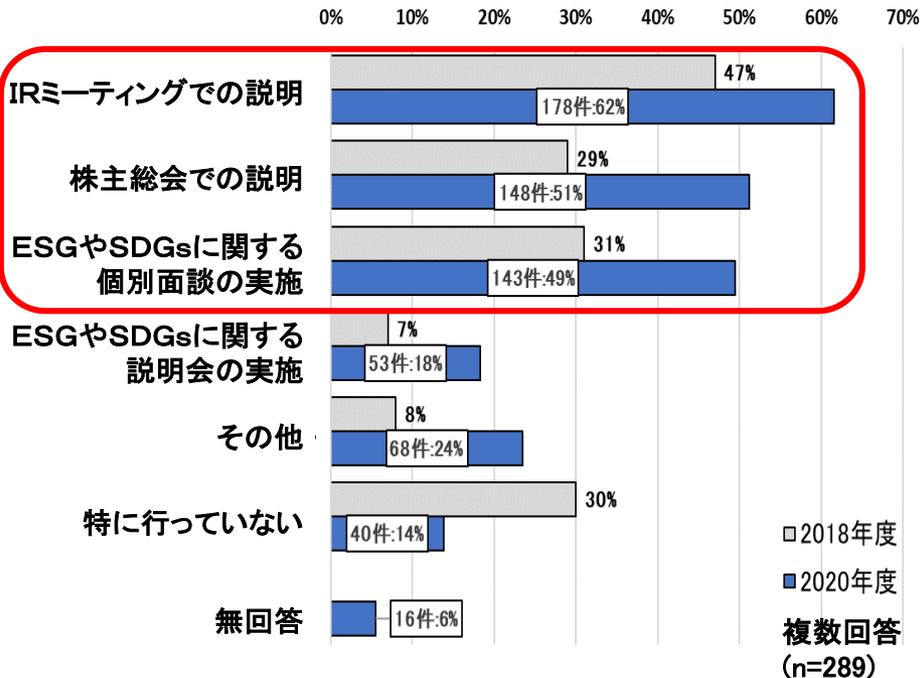
- ・人間と一体化して、人間の能力を拡張させるテクノロジーを開拓していく「ヒューマンオーグメンテーション社会連携講座」を設置し、最先端の研究を体系化、産官学連携を推進。

Ⅲ. 情報開示とステークホルダーとの建設的対話(3条)

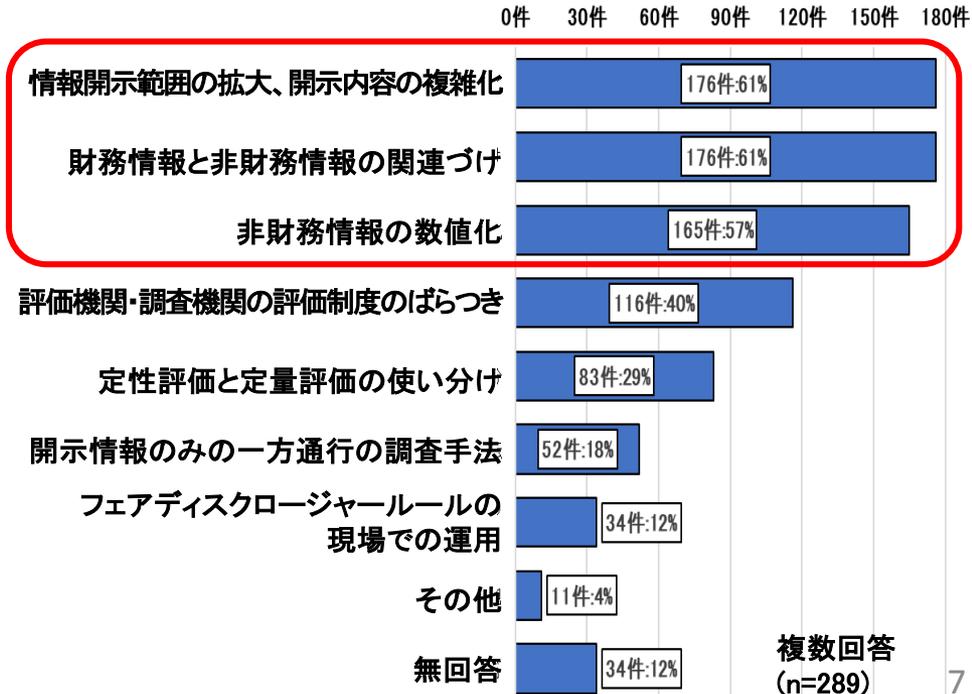
1. ステークホルダーとの建設的対話への取り組みと課題

- 株主・投資家との建設的な対話のために行われた取り組みとしては、「IRミーティングでの説明」が最も多い(62%)。2018年度調査と比較すると「株主総会での説明」(1.8倍)やESGやSDGsに関する「個別面談の実施」(1.6倍)「説明会の実施」(2.6倍)が増えており、SDGsに関連する取り組みへの株主からの関心の高まりと企業側の積極的な対応姿勢が示された。
- 対話を推進する上での課題としては、「情報開示範囲の拡大、開示内容の複雑化」が61%と最も多く、次いで「財務情報と非財務情報の関連づけ」と「非財務情報の数値化」が挙げられており、非財務情報の複雑化に伴い、整理や分析手法に苦慮していることがうかがえる。

【図表Ⅲ-1 建設的対話のために行うSDGsに関連する取り組み】



【図表Ⅲ-2 建設的対話の取り組みを進める上での課題】

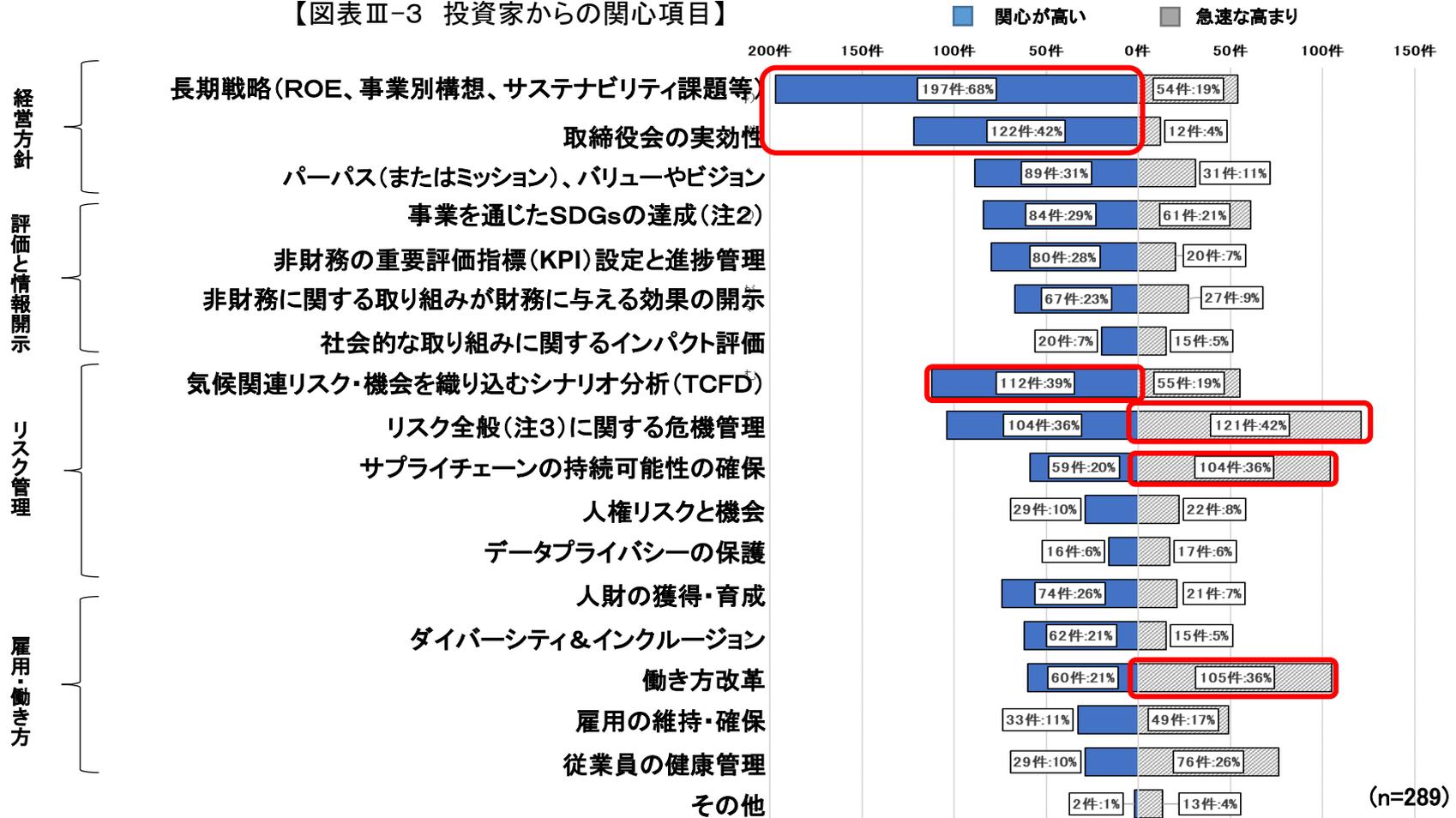


※構成比(%)は、「項目別回答数/調査結果回答数(289件)」 (2018年度: 302件)

2. 投資家の関心項目

- ▶ 投資家からの関心が高い項目としては、「長期戦略（ROE、事業別構想、サステナビリティ課題等）」(197件)が最も多い。最近、急速に関心が高まっている項目としては「リスク全般」(121件)が最も多く、「働き方改革」(105件)、「サプライチェーンの持続可能性の確保」(104件)が続き、企業は、**コロナ禍における働き方改革やサプライチェーンの持続可能性の確保を含むリスク全般への対応**を迫られていることがうかがえる。

【図表Ⅲ-3 投資家からの関心項目】



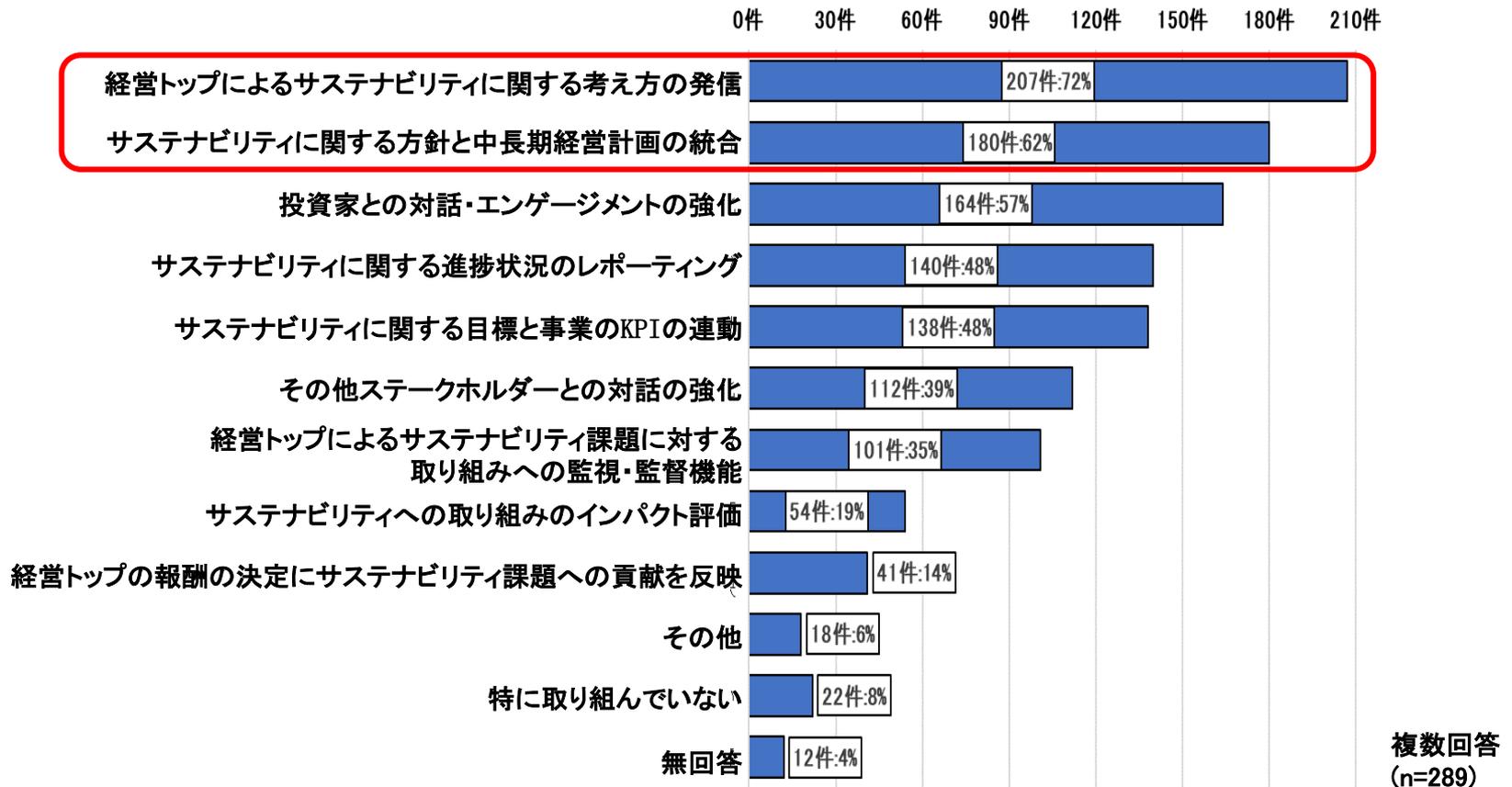
※注2: 事業を通じたSDGsの達成には、コロナ等の感染症に関連するビジネスも含む。

※注3: リスク全般とは、企業行動憲章第9条で提示している、反社会的勢力の行動やテロ、情報セキュリティ、サイバー攻撃、自然災害、感染症予防等、組織的な危機管理を必要とするもの。

3. SDGsを企業の長期的価値創造につなげるための取り組み

- SDGsを企業の長期的価値創造ストーリーにつなげるために取り組んでいることとしては、**72%が「経営トップによるサステナビリティに関する考え方の発信」と回答**。次いで、62%が「サステナビリティに関する方針と中長期経営計画の統合」に取り組んでいることから、**多くの企業で、企業価値向上のためにサステナビリティの概念を経営方針に組み込んでいる**ことが伺える。

【図表Ⅲ-4 SDGsを長期的価値創造につなげるための取り組み】



IV. 適正な取引、責任ある調達(2条)

1. サプライチェーンの持続性確保のための取り組み

- サプライチェーン全体の持続性確保のための取り組みとしては、「**在宅勤務・リモートワーク導入支援**」を行った企業が**241社**と最も多い。次いで「職場の安全・衛生対策の支援」(234社)、「取引の継続」(193社)が続いた【スライド12：特に力を入れた事例 参照】。
- **自社・子会社・グループ会社内**では特に、ウィズ・コロナにおいて従業員の安全・衛生対策が重視されていることが示された。
直接の取引先や原材料調達先に対しては、「取引の継続」「迅速な支払い」等、事業継続に関わる内容が多く挙げられた。
第2次サプライヤー以降に対しては、取引の継続に関わる内容に加え、「人権リスク」への対応や「汚職防止」への対応が多く挙げられた。

【図表IV-1 サプライチェーンの持続性確保のための取り組み】

	サプライチェーン全体	自社・子会社・グループ会社	直接の取引先	第2次サプライヤー以降(注4)	原材料調達先
優先的に継続すべき事業の特定と体制の確保	176	159	93	29	54
停止した事業への補償・補填	58	41	40	7	6
迅速な支払い	132	76	109	23	49
取引の継続	193	128	171	56	97
職場の安全・衛生対策の支援	234	232	86	28	16
従業員の雇用継続に向けた支援	133	128	30	4	4
在宅勤務・リモートワーク導入支援	241	234	32	6	4
事業継続・再開のための物的支援	109	97	30	6	1
事業継続・再開のための資金的支援	93	77	29	2	0
事業継続・再開のための技術的支援	73	63	27	7	2
事業継続・再開のための人的支援	72	64	22	4	1
人権リスク(児童労働や強制労働等)の把握と対処	96	83	71	32	36
贈収賄等の汚職防止	108	100	74	31	38
その他	21	8	16	5	7

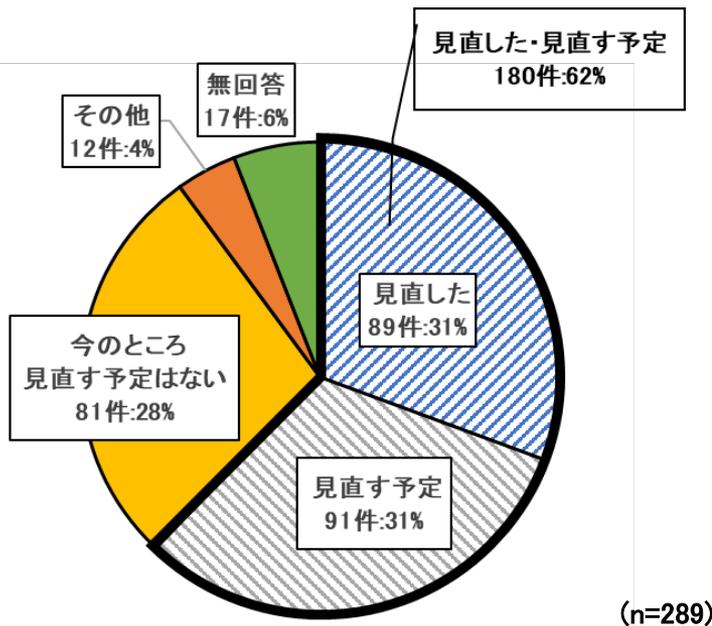
複数回答
(n=289)
(件)

※注4：第2次サプライヤー以降とは、下請会社、孫請会社等、原材料調達先よりも手前の取引先。

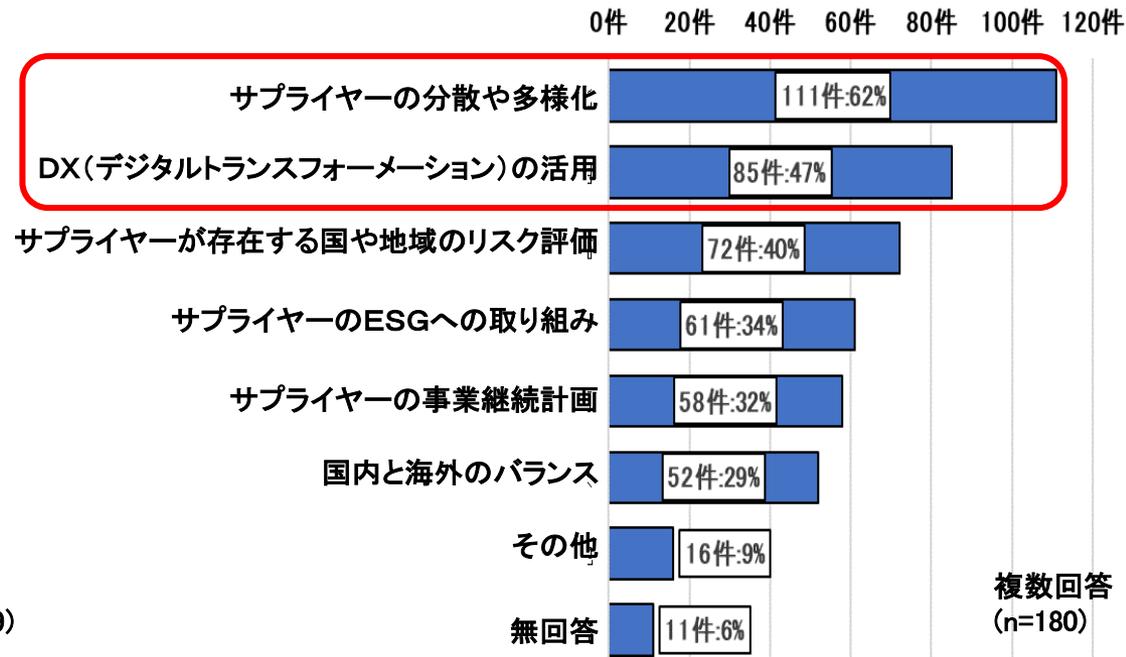
2. 持続可能でレジリエントなサプライチェーンの構築に向けた取り組み

- 持続可能でレジリエントなサプライチェーンの構築に向けてこれまでの取り組みを「見直した」または「見直す予定」の企業は**62%**。コロナの世界的拡大により、課題に直面している企業が多い。
- 「見直した」「見直す予定」と回答した企業の見直しの観点については、「サプライヤーの分散や多様化」が**62%**と最も多く、次いで、「DXの活用」が挙げられた。いずれも、ウィズ・コロナにおいて、「サプライチェーンの在り方から見直しがされていることがうかがえる。
- 具体的な見直しの内容を挙げてもらったところ、事業継続性の観点だけでなく、サステナビリティの点からも強化されていることがうかがえる【スライド12：見直しの視点 参照】。

【図表Ⅳ-2 持続可能でレジリエントなサプライチェーンの構築に向けた取り組みの見直し】



【図表Ⅳ-3 サプライチェーン見直しの観点】



【サプライチェーンの持続性確保のために特に力を入れた対応の事例】

➤ 在宅勤務・リモートワークの導入支援

- ・テレワークのコア日を設定し、該当期間には組織の50%以上の社員が実施するなど、数値目標を設定。
- ・働き方改革に関する取り組みを社内コンテスト形式で募集・表彰し、社内ナレッジの横展開に繋げる。

➤ BCP対策

- ・重要な商品の安定供給においては、生産・物流拠点の分散や主要原材料の複数購買の実施といったバックアップ体制を構築。
- ・主要原料調達先へのBCP調査をもとに、サプライヤー複数拠点での代替生産の可否、供給継続できる在庫確保状況、代替原料有無などを確認。

➤ 事業継続支援

- ・売上減少や調達への支障等、影響を受けた法人顧客に対して円滑な資金供給を行うための各種サポートを実施。
- ・当社内で生産性向上を牽引する生産統括本部と、サプライヤーを管理する調達本部が連携して、調達先の要望をくみ取った上で作業効率化やIoT活用などサプライヤーの現場改善を支援。

【サプライチェーン見直しの視点】

➤ 事業継続の視点

- ・①調達部材・品種に応じたサプライチェーン全体の可視化、②取引先のBCP管理体制の把握、評価、③取引先の稼働状況等をより迅速、タイムリーに把握できる仕組みの検討、④安全在庫基準の見直し、④複数社・複数拠点購買方針の見直し

➤ サステナビリティの視点

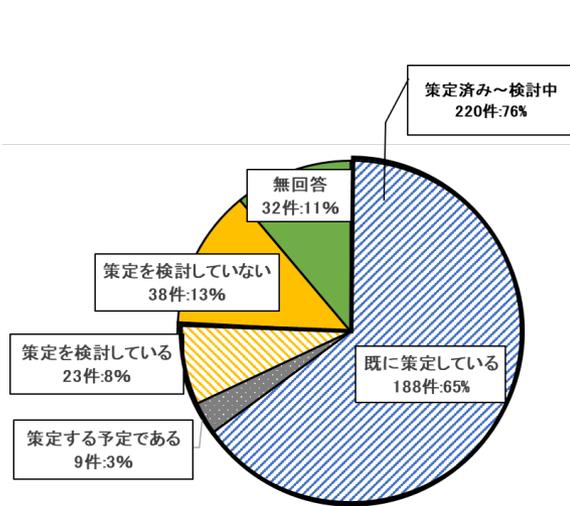
- ・取引先サステナブル行動指針を改定して、人権対応を最優先事項とし、取引先と共に持続可能な社会の実現に貢献する。
- ・CSR監査については、現地監査とリモート監査の併用にて対応。
- ・主要調達先に対して、人権デュー・ディリジェンスや贈収賄・汚職防止に関する設問を盛り込んだ自己評価アンケートを実施し、調達先におけるコンプライアンス体制をモニタリングし、リスクを特定。
- ・英国NGOが保有するデータベースより、2000年以降に世界各国で発生した環境・人権リスクの発生事例をもとに分析し、リスクの高い事業分野を特定。グループの事業におけるこれら事業分野固有のリスク調査やマネジメントの体系化に注力。

V.人権に関する取組み(4条)

1. 人権の尊重に関する方針と社内の仕組み

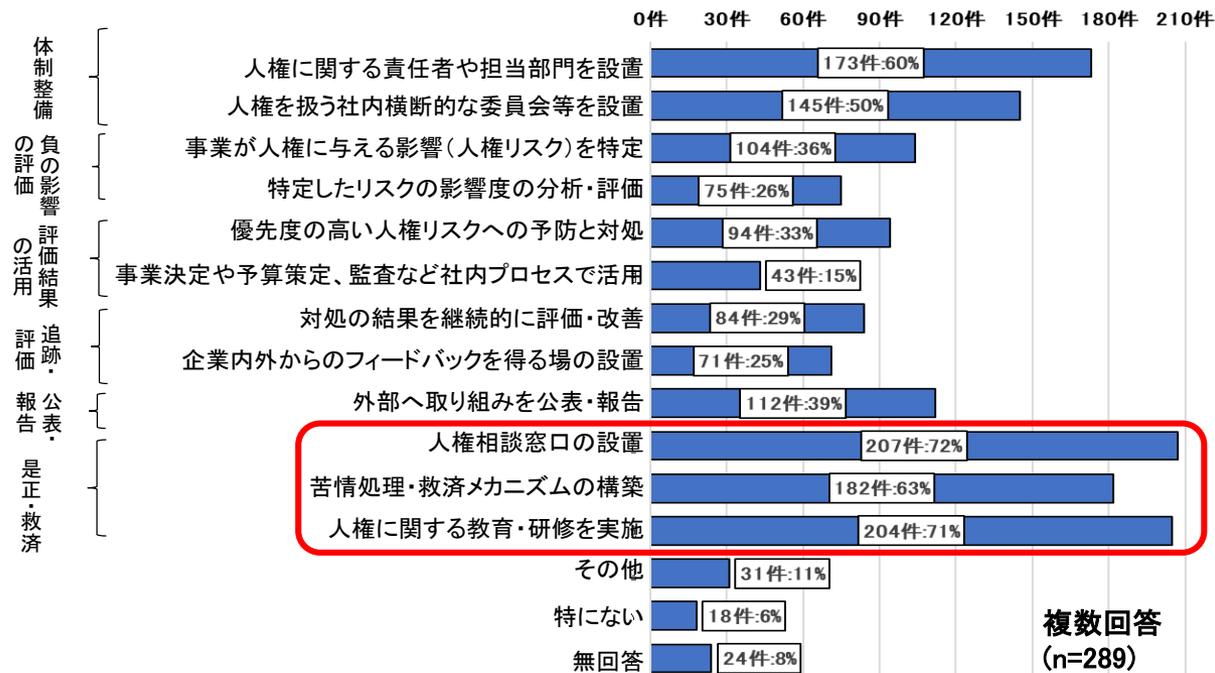
- 人権尊重のための企業方針を策定している企業は65%。「策定済み」「策定予定」「策定を検討」している企業を合わせて76%となり、2018年度から大きな進展はない。
- 人権を尊重する社内の仕組みとしては、「人権相談窓口の設置」や「苦情処理・救済メカニズムの構築」などが多く、社内体制が整備されていることが推察される。「人権に関する教育・研修を実施」している企業も71%と多い。
- 人権リスクの特定・影響評価、人権リスクの予防・対処などは、実施企業が3割程度に留まり、2018年度調査時から進展していない。

【図表V-1 人権方針の策定状況】



(n=289)

【図表V-2 人権を尊重する社内の仕組み】

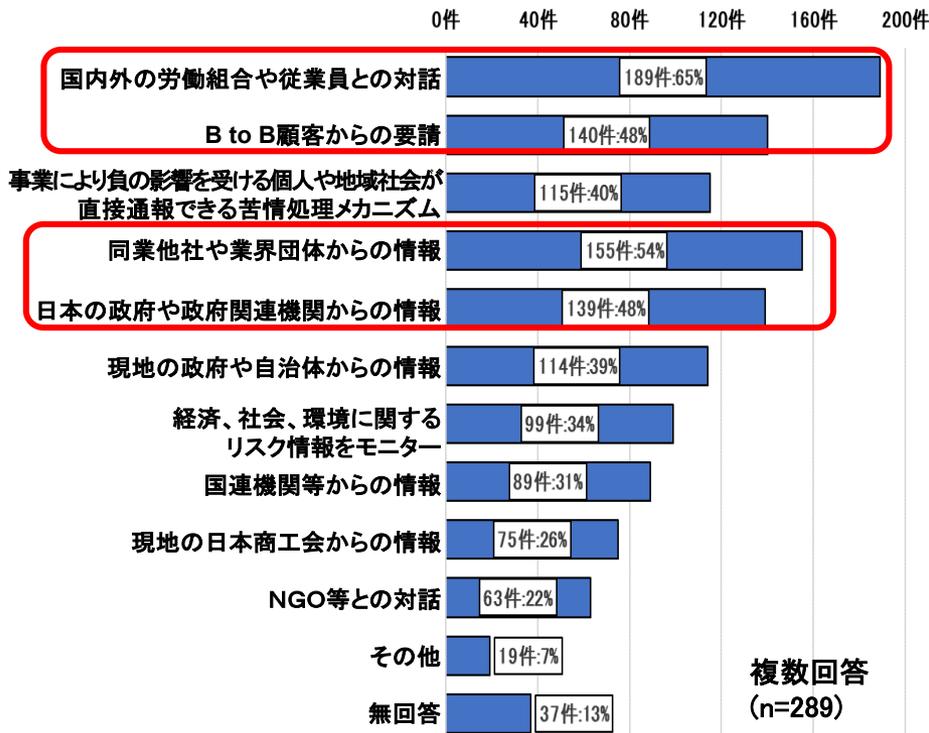


複数回答
(n=289)

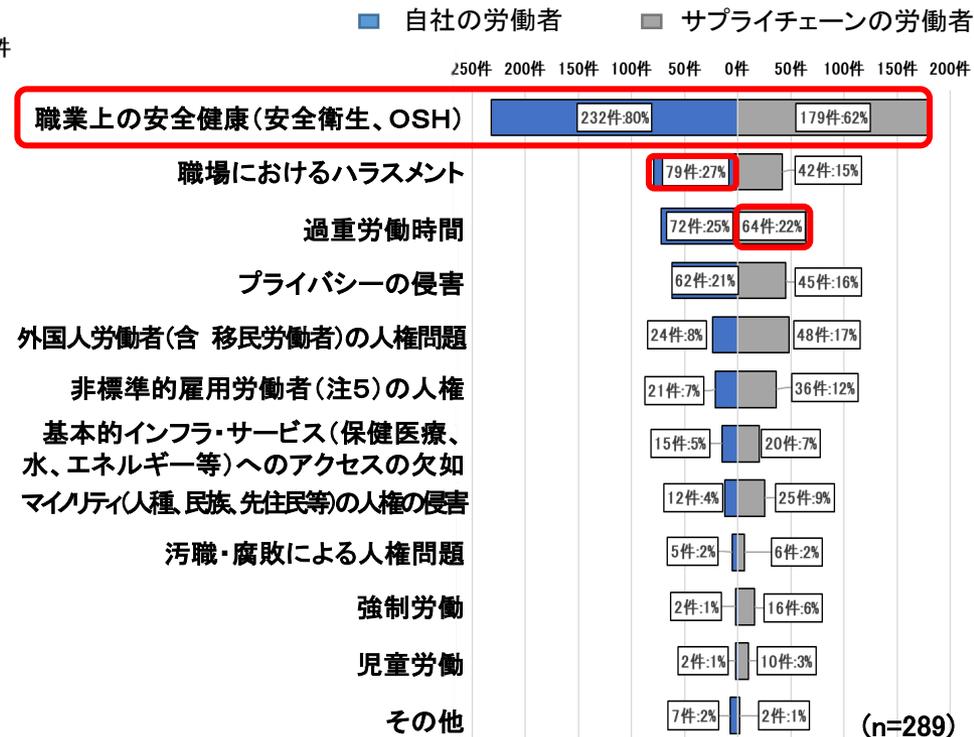
2. サプライチェーンにおける人権リスク

- ▶ グローバルサプライチェーンにおける人権リスクの把握方法としては、「**国内外の労働組合や従業員との対話**」が**65%**と最も多い。「同業他社や業界団体からの情報」(54%)、「日本の政府や政府関連機関からの情報」(48%)や、「B to B顧客からの要請」など、**第三者からの情報提供や現場の取引先からの要請により把握する企業も多い。**
- ▶ コロナにより高まったと感じる人権リスクに関しては、**自社・サプライチェーンともに「職業上の安全健康(安全衛生、OSH)」が最も多い。**自社の労働者に関しては「職場におけるハラスメント」が27%、サプライチェーンの労働者に関しては「過重労働時間」が22%と多くなっている。

【図表 V-3 グローバルサプライチェーンにおける人権リスクの把握方法】



【図表 V-4 コロナにより高まっていると感じる人権リスク】

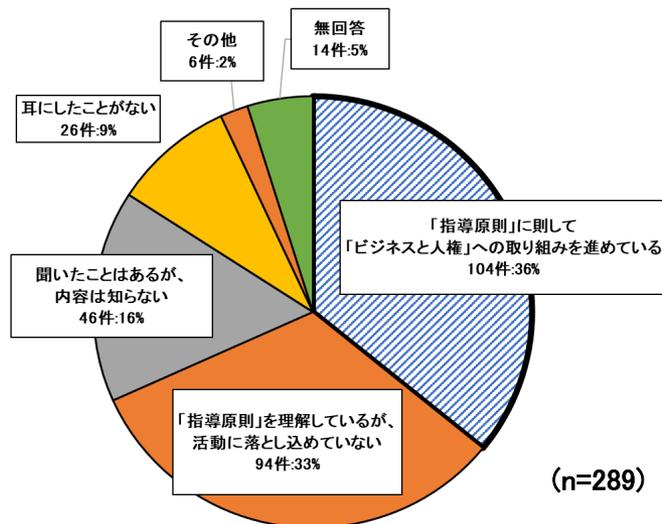


※注5：非標準的雇用労働者とは、非正規、ギグワーカー、インフォーマルワーカーなどの労働者の総称。総じて賃金、雇用安定、社会保障等の観点で正規雇用との比較において保護が十分でないとい指摘されている。

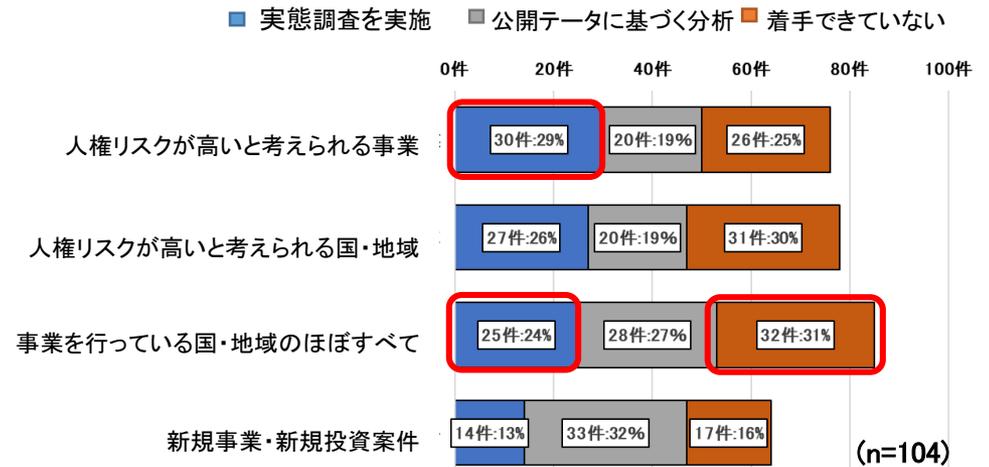
3. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する取り組み

- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取り組みを進めていると回答したのは、36%に留まった。「指導原則」を理解しているが活動に落とし込めていない企業も含め、**取り組んでいない企業が6割となっており、指導原則の周知・実践ともに課題**が残る状況である。
- 人権への負の影響の特定・評価の実施範囲は、「人権リスクが高いと考えられる事業」に対して実施している企業が29%で、**「事業を行っている国・地域のほぼすべて」に対して実施する企業は24%**に留まり、一方で、**着手できていないと回答した企業は31%**と多く、人権DDの実践に関して課題が示された。
- 日本政府の国別行動計画（NAP）が今秋に公表される予定だが、政府・公的機関に対する要望として「自主的な取り組みのためのガイドライン整備」（54%）、「海外における人権リスクに関する情報提供」（47%）が指摘された。

【図表 V-5 「指導原則」に関する取り組み状況】



【図表 V-6 人権への負の影響の特定・評価の実施範囲】



解説: 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

- ✓ 2011年国連人権理事会で採択された国家、多国籍企業と人権の関係を具体的に実施するための原則。法的な拘束力はないが、**企業と人権に関する事実上の基準文書**となっている。指導原則は、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスの3本柱から構成される。
- ✓ 企業には、自らの事業活動に関連して人権を侵害しないこと、特に、人権への負の影響(人権リスク)を特定、防止、軽減し、そしてどのように対処するかという**人権デューデリジェンス(人権DD)**が求められている。

- ▶ 国内外のサプライチェーンにおける「ビジネスと人権」に関する取り組みについては、60社から102件の事例が寄せられた。

【国内外のサプライチェーンにおける「ビジネスと人権」に関する取り組み事例】

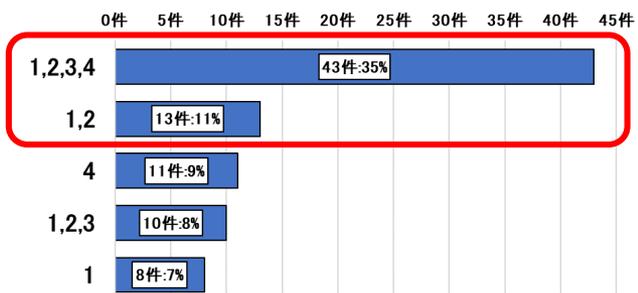
- デベロッパーおよびサプライチェーン上にある建設会社が共同で、人権DDの仕組みを構築。
- 国内建設事業で就労する外国人労働者の人権リスクを把握するため、取引がある協力会社を対象にThe Global Alliance for Sustainable Supply Chain (ASSC)と協働して、事業主インタビュー、書類確認、母国語による外国人労働者インタビュー、住環境の確認など実態調査を実施。
- 人身取引の防止のため、航空会社で全社員に教育を実施するとともに、法務省や警察庁の協力を得て、機上で疑わしい事例を発見した場合の通報手順・ルートを確立。
- 米国のBSR (Business for Social Responsibility) の支援を得ながら、グローバルに展開する建設・鉱山機械、林業機械事業を対象に、人権課題のリスクアセスメントを実施。
- 調達部門、人財部門、ビジネスユニット、主要グループ会社で順次、人権リスクの評価、優先度づけ、リスク軽減策の検討などを実施。人財部門でのDDでは苦情処理メカニズムに関しても、既存の仕組みを整理しその改善案を検討。
- ASSCの協力を得て、国内グループ会社の外国人技能実習制度の運用状況を把握する監査、タイにおけるサプライチェーン人権DDを実施。
- 事業のそれぞれの特徴（操業している国／地域及び事業内容等）と各事業の取引先の特徴（操業場所、製品の種類及び事業内容等）に基づき、“国／地域”と“事業内容”の2つの観点から、各事業における人権問題のリスクを定量的に分析し、人権問題が最も発生しやすい国や事業における人権を尊重する取り組みを重点事業として改善。

VI.SDGsへの取り組みの評価

- SDGsに貢献する取り組みの評価については、**72社から126件**の実施事例が挙げられた。
- 評価の取り組みとしては、「**事業で達成しようとするアウトカムの特定**」「**特定したアウトカムに対して、測定する指標を設定**」「**指標を活用し、実際に測定・分析**」「**分析結果の報告・公表**」の一連のプロセスを実施している企業が最も多い（43件）。活用している評価指標の組み合わせとしては、「**SDGsの17目標**」と「**独自の評価指標**」を組み合わせ活用している企業が最も多い。
- 寄せられた事例の中では、各社の**中期経営目標に基づくマテリアリティ**を対象に、**SDGsと自社独自の評価指標**を用いて進捗を評価し、結果を報告するものが多い。
- 他方、SBTガイダンス(注6)を用いた評価、インパクト投資による評価、SROI分析（コレクティブ・インパクト測定）(注7)、シナリオ分析、社会実証実験による評価など、多用な評価手法が用いられており、社会的インパクト評価をはじめ、評価手法が確立されていない中で、**各社は試行錯誤**をしている。
- 今後、企業行動・SDGs委員会にて今回収集した事例のヒアリングを行い、今年度末を目途に、社会的インパクト評価をはじめ、SDGsへの取り組みの評価における課題や改善方法をまとめる予定。

【図表Ⅳ-1 評価のために実施している項目】

- (1) 評価のために、事業で達成しようとするアウトカムの特定を行った
- (2) 特定したアウトカムに対して、測定する指標を設定した
- (3) 指標を活用し、実際に測定・分析を行った
- (4) 分析結果を報告・公表した
- (5) その他

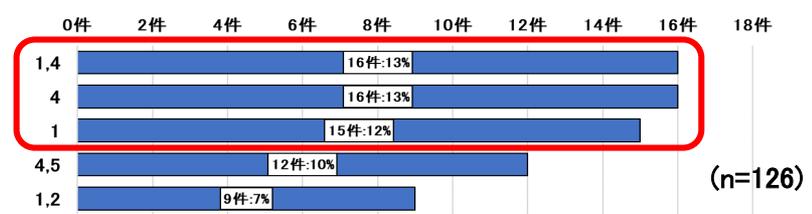


(n=126)

※上位5つの組み合わせのみ

【図表Ⅳ-2 活用した評価指標の組み合わせ】

- (1) SDGsの17目標
- (2) SDGsの169ターゲット
- (3) SDGsの230指標
- (4) 独自の評価指標
- (5) 自社の重要評価指標 (KPI)
- (6) その他



(n=126)

【評価の基準・方法の事例】（企業名開示可の事例から抜粋）

- **マテリアリティ（環境配慮・持続可能な生産）に基づくSBT（Science Based Target）ガイダンス（注6）に基づく評価**
 - ・ SBT認定の2030年度中長期温室効果ガス削減目標を設定。Scope 1, Scope 2を対象に温室効果ガスを2017年度比で30%削減。Scope 3 は2017年度比で20%削減。
- **各社の中期経営目標に基づくマテリアリティを対象に、SDGsと自社指標により、活動の数値目標設定し、分析・評価し、報告**
 - ・ 「食料問題への貢献」をマテリアリティに設定し、貢献への取り組みとして「飼料添加物の提供による鶏肉などの生産性向上を挙げ、具体的な評価指標として「鶏肉や豚肉などの動物性たんぱく源の増産効果」をKPIに設定し、毎年度モニタリングを実施。
- **シナリオ分析**
 - ・ スマートシティに関して、戸建住宅、施設、公共エリアに太陽光パネルや蓄電池、省エネ設備を導入し、街全体でCO2排出量の大幅削減を目指すとともに、街で使うエネルギーの多くを再生可能エネルギーでまかなうよう取り組みを実施している。評価プロセスとして、①社会的価値創出とSDGs貢献のシナリオ作成、②シナリオに基づく現状分析、③分析に基づく今後の検討ポイントの抽出、を行っている。
- **SROI分析（コレクティブ・インパクト測定）（注7）**
 - ・ 子供支援専門の国際支援組織と連携し、多様な主体が協働で社会的課題の解決を目指す「コレクティブ・インパクト」を測定、評価する試みとして「SROI（社会的投資収益率）」分析を用いて、インドネシアにおける交通安全プロジェクトを評価。
- **社会実装実験による評価**
 - ・ 浜松市と協働で「浜松ウェルネス・ラボ」に参画し、浜松市在住・在勤者を対象に生活習慣病リスクの提言に向けたイノベーションの可能性について社会実証事業を実施。

※注6：Science Based Targetsは科学的な知見と整合する、企業の温室効果ガス削減目標。温室効果ガスの増加による問題を解決するため、CDP、国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）が設立した共同イニシアチブ。企業の目標設定を支援するためのガイダンスやツールなども策定し、基準に基づく認定を行っている。

※注7：SROI（社会的投資利益率）は、社会的活動に対する成果を数量化して測定する指標であり、以下の計算式で計算される。その特徴は、社会的価値の貨幣価値化、ステークホルダーにもたらされた価値の可視化、ステークホルダーの参加型評価のフレームワークにある。

$$\text{SROI} = \frac{\text{アウトカムの貨幣価値換算価額の合計}}{\text{インプットの貨幣価値換算価額の合計}}$$

Keidanren
Policy & Action

経団連はSDGsを支援しています。

